

ちばGAP制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が定めたちばGAP基準に従って生産・出荷する農業者、団体等(以下、「農業者等」という。)によるGAP(農業生産工程管理)の取組を、県が評価・認証する「ちばGAP」制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 評価・認証対象区分

「野菜」、「果樹」、「米」、「その他の作物(食用)」の4区分

二 ちばGAP基準

ちばGAP基準とは、食品安全・環境保全・労働安全の確保を目的とした必須項目である「農産物個別基準」(国ガイドラインに準拠)と、国際水準GAP認証取得へのステップアップを目的とした任意項目である「オプション」、団体で取組む場合に必須項目である「団体の管理体制に関する項目」で構成される。

三 団体

団体とは、構成員が2戸以上であり、対象とする農作物の生産に係る共通の管理方法を採用しており、構成員が共通の管理方法を遵守しているか点検する事務局を有すること。

四 農場評価

農場評価を行う者(以下、「評価員」という。)が、申請者の農場等の生産工程管理の実施状況をちばGAP基準に適合しているかどうか確認すること。

五 評価員

評価員は、日本GAP協会が定める「JGAP指導員基礎研修」または日本生産者GAP協会が定める「GAP指導者養成講座」、若しくは安全農業推進課が主催した研修を受講した同課及び農業事務所企画振興課の職員とする。

六 審査

四号の農場評価結果について、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京オリ・パラ」という。)の農産物調達基準への対応を目的としている農業者等を対象に、認証審査会で確認すること。

七 評価

農場の生産工程管理の実施状況が、ちばGAP基準に関する要件に全て適合していることを、農業事務所長が認め評価すること。

八 認証

農場の生産工程管理の実施状況が、ちばGAP基準及び認証に関する要件に全て適合していることを、知事が認め証明すること。

九 ちばGAP実践者

ちばGAP基準に全て適合していることが確認された農業者等をいう。

(認証審査会)

第3条 知事は、制度の公平性及び客観性を確保し、適正な運営を図るため、認証審査会(以下、「審査会」という。)を設置するものとする。

2 前項の審査会においては、ちばGAP基準の設定に際しての審査、及び申請のあった認証の可否等の審査を行うものとする。

(評価・認証の申請者要件)

第4条 評価・認証を申請することができる農業者等の要件は、次の各号に該当するものとする。

- 一 県内で販売を目的に農産物を生産する個人、若しくは個人が共同管理により生産を行う任意組織、若しくは法人又はそれらが組織する団体、又は県内の農業高等学校及び県立農業大学校。
- 二 「野菜」、「果樹」、「米」、「その他の作物(食用)」のいずれかに分類できる作物の生産を行っていること。
- 三 自己点検を実施し、ちばGAP基準に全て適合していること。

(評価・認証申請及び審査)

第5条 東京オリ・パラの農産物調達基準への対応以外を目的に評価を受けようとする農業者等は、所轄の農業事務所長に申請し、農業事務所長は書類検査及び農場評価のうえ、ちばGAP基準に全て適合しているか確認する。

2 東京オリ・パラの農産物調達基準への対応を目的に認証を受けようとする農業者等は、知事に申請し、知事は書類検査及び農場評価のうえ、ちばGAP基準に全て適合しているか確認する。

(評価)

第6条 農業事務所長は、第5条第1項に基づく申請者がちばGAP基準に全て適合していると認められる場合は、当該申請者を評価する。

2 農業事務所長は、評価を受けた農業者等に評価書を交付する。

(認証)

第7条 知事は、第5条第2項に基づく申請者がちばGAP基準に全て適合していると認められる場合は、当該申請者を認証する。

2 知事は、前項の認証の可否については、審査会の審査の結果に従うものとする。

3 知事は、認証を受けた農業者等に認証証書を交付する。

(登録)

第8条 知事は、第6条で規定する農業事務所長がちばGAP基準に全て適合していると認めた評価を受けた農業者等、及び第7条で規定する認証を受けた農業者等をちばGAP実践者として登録する。

(表示)

第9条 ちばGAP実践者は、評価書・認証証書の交付を受けた評価・認証対象区分の農産物について、別に定めるちばGAPロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)を使用することができるものとする。

2 ロゴマークは、前項の農産物以外に使用してはならないものとする。

3 ロゴマークの規格及び使用方法等については、別に定めるところによるものとする。

(実績報告)

第10条 ちばGAP実践者は、対象農産物の出荷を終了したときは、別に定める様式により、知事に取組の実績を報告するものとする。

(監査)

第11条 知事は、ちばGAP実践者に対し、生産出荷等の状況について、必要があると認めるときは、ちばGAP基準の適合状況について監査をするものとする。

2 前項において、知事は、改善の必要があると認めるときは、ちばGAP実践者に対して必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(評価・認証の有効期間)

第12条 評価・認証の有効期間は、評価・認証を受けた日から1年を経過した月の属する月末の間とする。

(更新)

第13条 評価・認証の更新をしようとするちばGAP実践者は、評価・認証の有効期限までに更新評価・認証を受けるものとし、別に定める関係書類を添えて、知事又は農業事務所長に申請する。

2 過去に評価・認証を受けたちばGAP実践者で、評価・認証の有効期限が切れ、再度申請を行う農業者等は、前項に準じ申請する。

3 知事又は農業事務所長は、第1項又は第2項の申請があった場合は、第5条から第7条に準じて評価・審査を実施する。

4 前項において知事又は農業事務所長は、評価・審査の結果、ちばGAP基準に全て適合していると認められる場合は、有効期間を1年間延長する。

5 農業事務所長は、評価を受けた農業者等に新たに評価書を交付する。

6 知事は、認証を受けた農業者等に新たに認証証書を交付する。

(登録内容の変更)

第14条 ちばGAP実践者は、評価・認証申請をした内容に変更が生じた場合は、別に定める様式により、遅滞なく知事に届け出るものとする。

(登録情報の公表)

第15条 知事は、制度の概要、ちばGAP基準及び掲載に同意したちばGAP実践者等の情報について、県のホームページ等で公表するものとする。

(ちばGAP実践者の遵守事項)

第16条 ちばGAP実践者は、関係法令を遵守しなければならない。

2 ちばGAP実践者は、生産管理、品質管理に誠意を持って取り組まなければならない。

3 ちばGAP実践者は、ちばGAP基準に即した生産管理の実践を行い、1年に1回以上、自己点検や内部点検を実施し、不適切な事項があれば改善を行うよう努めなければならない。

4 ちばGAP実践者は、知事の行う監査等に誠実に対応しなければならない。

(評価・認証及びその登録の取消し)

第17条 知事は、次の各号に掲げる場合に、審査会の意見を踏まえ、評価・認証及びその登録を取り消すものとする。

一 ちばGAP実践者の取組が、ちばGAP基準に適合していないことなど不適切な事実が確認され、かつ改善措置に従わない場合

二 ちばGAP実践者の申請内容に虚偽が判明した場合

三 ちばGAP実践者がロゴマークを不正に使用した場合

四 その他、ちばGAP実践者が信頼性を著しく損なう行為をした場合

2 知事は、ちばGAP実践者から評価・認証の取消しの申出があった場合は、評価・認証及びその登録を取り消すものとする。

(書類等の整備及び保管)

第18条 ちばGAP実践者は、別に定めるところにより、評価・認証の登録を受けた取組に関する書類、所属する構成員の名簿等を整備し、評価・認証を受けた期日から3年間以上保管するものとする。ただし、法令等に保管期間が定められているものは、各法令等に従い保管する。

2 知事の求めがあった場合にはこれを開示しなければならない。

(事故等の対応)

第19条 ちばGAP実践者が生産した農産物について、品質等に関する事故等(以下、「事故等」という。)が発生した場合は、ちばGAP実践者がその責任を負うものとし、誠意をもって必要な措置を講じるものとする。

2 事故等が発生した場合、知事は、ちばGAP実践者に対し、必要に応じて適切な指導を行うものとする。

(その他)

第20条 農業者等にとって、ちばGAP制度が取組みやすいものとなるように、「ちばGAP」の導入手引きについて、随時見直しを行うものとする。

第21条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

「ちばGAP」農産物個別基準(野菜)

区分	No.	分類	取組事項
ほ場等	1	食品安全 労働安全	ほ場や栽培施設は、きれいに保たれている。
	2	食品安全 労働安全	調製・出荷・貯蔵施設は衛生的である。
	3	労働安全	農薬や燃料などを適切に保管している。
	4	他(全般)	ほ場に関する情報が整理されている。
	5	他(全般)	資材等を適切に管理している。
水	6	食品安全	使用する水の水源を確認し、収穫物の洗浄等に使用する水の安全性を確認している。
	7	食品安全	養液栽培の場合、培養液等を適切に管理している。
土・肥料	8	環境保全	肥料は適切な量を施用している。
	9	食品安全 他(全般)	肥料の使用記録を付けている。
	10	環境保全	肥料を適切に保管している。
	11	環境保全	適切に作られた堆肥を使用している。
	12	環境保全	堆肥など有機物の施用等による土づくりを行っている。
	13	環境保全	土壌の飛散や流亡を軽減する対策を取っている。
農薬	14	食品安全 他(全般)	農薬の使用基準を守り使用記録を付けている。
	15	食品安全 労働安全	適正な農薬散布のために、防除器具等の点検、洗浄を実施している。
	16	食品安全 環境保全	農薬の飛散防止対策等を、十分にとっている。
	17	環境保全 他(全般)	散布農薬は正確に計量し、また、必要以上に調製せず、その都度、使い切るようにしている。
	18	環境保全 労働安全	土壌くん蒸剤を使用する場合の注意を守っている。
	19	環境保全	化学合成農薬の使用量削減に向けた努力をしている。
	20	環境保全	適切に特定外来生物を利用している。
収穫・出荷	21	食品安全	包装資材は、清潔に保たれている。
	22	食品安全 他(全般)	出荷等に関する記録を保管している。
	23	食品安全	収穫した農産物の品質が低下しないよう管理している。
	24	食品安全 労働安全	機械、器具等の衛生管理を徹底している。
	25	食品安全	出荷物が汚染されたり、異物が混入したりしない対策をとっている。
労働・食品安全	26	労働安全	作業の危険を把握し、事故防止対策をとっている。
	27	労働安全	安全を考慮した服装等で作業をしている。
	28	労働安全	作業員が事故を起こさないよう配慮している。
	29	労働安全	機械、器具等の安全使用に心がけている。
	30	労働安全	労災保険等に加入している。
	31	食品安全 労働安全	作業者の健康管理や衛生管理を徹底している。
	32	食品安全 労働安全	手洗いなど食品としての衛生管理を徹底している。
その他	33	食品安全 環境保全	廃棄物は適切に保管、廃棄をしている。
	34	環境保全	作物残さ等をできるだけ有効活用する努力をしている。
	35	食品安全 環境保全	鳥獣を引き寄せない取組や、被害対策を適切に行っている。
	36	環境保全	省エネを心がけている。
	37	他(全般)	知的財産について、適切に保護、活用している。
	38	他(全般)	登録品種の利用は適切である。
	39	他(全般)	生産工程管理を適切に実施している。

「ちばGAP」農産物個別基準(果樹)

区分	No.	分類	取組事項
ほ場等	1	食品安全 労働安全	ほ場や栽培施設は、きれいに保たれている。
	2	食品安全 労働安全	調製・出荷・貯蔵施設は衛生的である。
	3	労働安全	農薬や燃料などを適切に保管している。
	4	他(全般)	ほ場に関する情報が整理されている。
	5	他(全般)	資材等を適切に管理している。
水	6	食品安全	使用する水の水源を確認し、収穫物の洗浄等に使用する水の安全性を確認している。
	7	食品安全	養液栽培の場合、培養液等を適切に管理している。
土・肥料	8	環境保全	肥料は適切な量を施用している。
	9	食品安全 他(全般)	肥料の使用記録を付けている。
	10	環境保全	肥料を適切に保管している。
	11	環境保全	適切に作られた堆肥を使用している。
	12	環境保全	堆肥など有機物の施用等による土づくりを行っている。
	13	環境保全	土壌の飛散や流亡を軽減する対策を取っている。
農薬	14	食品安全 他(全般)	農薬の使用基準を守り使用記録を付けている。
	15	食品安全 労働安全	適正な農薬散布のために、防除器具等の点検、洗浄を実施している。
	16	食品安全 環境保全	農薬の飛散防止対策等を、十分にとっている。
	17	環境保全 他(全般)	散布農薬は正確に計量し、また、必要以上に調製せず、その都度、使い切るようにしている。
	18	環境保全 労働安全	土壌くん蒸剤を使用する場合の注意を守っている。
	19	環境保全	化学合成農薬の使用量削減に向けた努力をしている。
	20	環境保全	適切に特定外来生物を利用している。
収穫・出荷	21	食品安全	包装資材は、清潔に保たれている。
	22	食品安全 他(全般)	出荷等に関する記録を保管している。
	23	食品安全	収穫した農産物の品質が低下しないよう管理している。
	24	食品安全 労働安全	機械、器具等の衛生管理を徹底している。
	25	食品安全	出荷物が汚染されたり、異物が混入したりしない対策をとっている。
労働・食品安全	26	労働安全	作業の危険を把握し、事故防止対策をとっている。
	27	労働安全	安全を考慮した服装等で作業をしている。
	28	労働安全	作業員が事故を起こさないよう配慮している。
	29	労働安全	機械、器具等の安全使用に心がけている。
	30	労働安全	労災保険等に加入している。
	31	食品安全 労働安全	作業者の健康管理や衛生管理を徹底している。
	32	食品安全 労働安全	手洗いなど食品としての衛生管理を徹底している。
その他	33	食品安全 環境保全	廃棄物は適切に保管、廃棄をしている。
	34	環境保全	作物残さ等をできるだけ有効活用する努力をしている。
	35	食品安全 環境保全	鳥獣を引き寄せない取組や、被害対策を適切に行っている。
	36	環境保全	省エネを心がけている。
	37	他(全般)	知的財産について、適切に保護、活用している。
	38	他(全般)	登録品種の利用は適切である。
	39	他(全般)	生産工程管理を適切に実施している。
	40	食品安全	リンゴにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策を実施している。

「ちばGAP」 農産物個別基準(米)

区分	No.	分類	取組事項
ほ場等	1	食品安全 労働安全	ほ場や作業場は、きれいに保たれている。
	2	労働安全	農薬や燃料などを適切に保管している。
	3	他(全般)	ほ場に関する情報が整理されている。
	4	他(全般)	資材等を適切に管理している。
土壌・肥料関係	5	環境保全	肥料は適切な量を施用している。
	6	食品安全 他(全般)	肥料の使用記録を付けている。
	7	環境保全	肥料を適切に保管している。
	8	環境保全	適切に作られた堆肥を使用している。
	9	環境保全	堆肥など有機物の施用等による土づくりを行っている。
	10	環境保全	代かき後の濁った水の流出防止策を行っている。
	11	環境保全	土壌の浸食を受けやすいほ場では、土壌の飛散や流亡を軽減する対策を取っている。
	12	食品安全	カドミウム汚染リスクを把握し、対策を取っている。
農薬関係	13	食品安全	農薬の使用基準を守り使用記録を付けている。
	14	食品安全 労働安全	適正な農薬散布のために、防除器具等の点検、洗浄を実施している。
	15	食品安全 環境保全	農薬の飛散防止対策等を、十分にとっている。
	16	環境保全 他(全般)	散布農薬は正確に計量し、また、必要以上に調製せず、その都度、使い切るようにしている。
	17	環境保全	水田からの農薬流出を防止する対策を実施している。
	18	環境保全	化学合成農薬の使用量削減に向けた努力をしている。
収穫等	19	食品安全 他(全般)	出荷等に関する記録を保管している。
	20	食品安全	米穀を清潔で衛生的に取扱っている。
	21	食品安全	収穫・乾燥調製の異品種・異物の混入防止をしている。
労働・食品安全	22	労働安全	作業の危険を把握し、事故防止対策をとっている。
	23	労働安全	安全を考慮した服装等で作業をしている。
	24	労働安全	作業員が事故を起こさないよう配慮している。
	25	労働安全	機械、器具等の安全使用に心がけている。
	26	労働安全	乾燥調製・貯留施設で責任分担を明確にしている。
	27	労働安全	労災保険等に加入している。
その他	28	食品安全 環境保全	廃棄物は適切に保管、廃棄をしている。
	29	環境保全	作物残さ等をできるだけ有効活用する努力をしている。
	30	食品安全 環境保全	鳥獣を引き寄せない取組や、被害対策を適切に行っている。
	31	環境保全	省エネを心がけている。
	32	他(全般)	用途限定米や食用不適米穀を区分して取り扱っている。
	33	他(全般)	知的財産について、適切に保護、活用している。
	34	他(全般)	登録品種の利用は適切である。
	35	他(全般)	生産工程管理を適切に実施している。

「ちばGAP」農産物個別基準(その他の作物(食用))

区分	No.	分類	取組事項
ほ場等	1	食品安全 労働安全	ほ場や栽培施設は、きれいに保たれている。
	2	食品安全 労働安全	調製・出荷・貯蔵施設は衛生的である。
	3	労働安全	農薬や燃料などを適切に保管している。
	4	他(全般)	ほ場に関する情報が整理されている。
	5	他(全般)	資材等を適切に管理している。
土・肥料	6	環境保全	肥料は適切な量を施用している。
	7	食品安全 他(全般)	肥料の使用記録を付けている。
	8	環境保全	肥料を適切に保管している。
	9	環境保全	適切に作られた堆肥を使用している。
	10	環境保全	堆肥など有機物の施用等による土づくりを行っている。
	11	環境保全	土壌の飛散や流亡を軽減する対策を取っている。
農薬	12	食品安全 他(全般)	農薬の使用基準を守り使用記録を付けている。
	13	食品安全 労働安全	適正な農薬散布のために、防除器具等の点検、洗浄を実施している。
	14	食品安全 環境保全	農薬の飛散防止対策等を、十分にとっている。
	15	環境保全 他(全般)	散布農薬は正確に計量し、また、必要以上に調製せず、その都度、使い切るようにしている。
	16	環境保全 労働安全	土壌くん蒸剤を使用する場合の注意を守っている。
	17	環境保全	化学合成農薬の使用量削減に向けた努力をしている。
収穫・出荷	18	食品安全	包装資材は、清潔に保たれている。
	19	食品安全 他(全般)	出荷等に関する記録を保管している。
	20	食品安全	収穫した農産物の品質が低下しないよう管理している。
	21	食品安全 労働安全	機械、器具等の衛生管理を徹底している。
	22	食品安全	出荷物が汚染されたり、異物が混入したりしない対策をとっている。
労働・食品安全	23	労働安全	作業の危険を把握し、事故防止対策をとっている。
	24	労働安全	安全を考慮した服装等で作業をしている。
	25	労働安全	作業員が事故を起こさないよう配慮している。
	26	労働安全	機械、器具等の安全使用に心がけている。
	27	労働安全	労災保険等に参加している。
	28	食品安全 労働安全	作業者の健康管理や衛生管理を徹底している。
	29	食品安全 労働安全	手洗いなど食品としての衛生管理を徹底している。
その他	30	食品安全 環境保全	廃棄物は適切に保管、廃棄をしている。
	31	環境保全	作物残さ等をできるだけ有効活用する努力をしている。
	32	食品安全 環境保全	鳥獣を引き寄せない取組や、被害対策を適切に行っている。
	33	環境保全	省エネを心がけている。
	34	他(全般)	知的財産について、適切に保護、活用している。
	35	他(全般)	登録品種の利用は適切である。
	36	他(全般)	生産工程管理を適切に実施している。

「ちばGAP」オプション

区分	No.	分類	取組事項
人権保護	1	労働者の福祉	労働力の適切な確保が図られている。
	2		使用者と労働者の対話が行われている。
	3		労働条件を遵守している。
取引・その他	4	苦情や異常等への対応	商品の苦情や異常への対応をしている。
	5	水の使用や廃水管理	水の使用量の把握と節水に努めている。
	6		培養液の廃液管理を行っている。
	7	外部委託管理	外部委託先との合意、仕入先等の信頼性を評価している。
	8	記録の保持と自己評価	全工程のリスク評価を行っている。

「ちばGAP」団体の管理体制に関する項目

区分	No.	取組事項
内部管理体制	1	団体の組織体制が整備されている。
	2	組織の内部管理が行われている。
生産指導	3	生産技術指導を行っている。
	4	気象災害への対応をしている。